

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 ホアロハ・ディスカバリーラボ

事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、障害児の生活の自由を制限することであり、何より大きな苦痛を与え、尊厳ある生活を阻むものです。事業所では、障害児の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが、身体的・精神的弊害を理解し、拘束をしないケアの実施に努めます。

1. 身体拘束は廃止すべきものである。
2. 廃止に向けて常に努力しなければならない。
3. 安易に「やむを得ない」で身体拘束は行わない。
4. 身体拘束を許容する考え方はやめるべきである。
5. 全員の強い意志で「身体拘束廃止へのチャレンジ」をする。
6. 障害児の人権を一番に考慮すること。
7. 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つこと。

8. 身体拘束廃止に向けて有りとあらゆる手段を講じる。

身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体拘束等を適正化する事を目的として、「身体拘束等適正化委員会」を設置する。身体拘束等適正化委員会は1年に1回以上開催し、次の事を検討する。

1. 身体拘束等に関するマニュアル等の見直し
2. 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。
3. 身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
4. 教育研修の企画・実施
5. 日常的ケアを見直し、障害児に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。
6. 事業所ごとに「身体拘束等適正化委員会」を設置し、年1回のカンファレンスを開催する。

身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

1. 職員に対して実施する身体拘束等の適正化の為の研修は、身体拘束等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、身体拘束等の適正化を徹底する。
2. 身体拘束等の適正化の為の教育・研修は年2回以上実施する。また、職員の新規採用時には、「新人研修プログラム」において身体拘束適正化の研修を実施する。
3. 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、紙面又は電磁的記録等により保存する。

事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当該障害児及び家族等に対して、十分な説明及び経過・解除の報告を遅滞なく行う。

身体拘束発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

「当該障害児又は他の障害児等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことの無いよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行う事が求められる。

1. 3つの要件をすべて満たす事が必要

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束等適正化委員会」等で検討し、確認し記録しておく。

【切迫性】 障害児本人又は、他の障害児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い事。

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要となる程度まで障害児本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

【非代替性】 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケア方法が無いこと。

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でもまず身体拘束を行わずにケアするすべての可能性を検討し、障害児本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手段が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。又、拘束の方法自体も、障害児本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

【一時性】 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※「一時性」の判断を行う場合には、障害児本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2. 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる。

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

(1) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、管理者の合意のもとに行う。基本的に個人的判断で行わない事。

(2) 障害児本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。説明は管理者もしくはそれに準ずる者で行う。

仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討をし、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状況を確認するなどの対応をとること。

3. 身体拘束に関する記録が義務づけられている。

(1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(2) 具体的な記録は、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を使用する。記録には日々の心身状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録はきちんと整備し行政の監査においても閲覧して頂けるようにする。

当該指針は、全職員及び利用者が閲覧可能なように事業所に掲示する。

附則

本指針は令和7年10月1日より施行する。